

第2回福岡県こども審議会青少年育成支援専門委員会 議事録

- 1 日 時 令和6年10月18日(金) 14:00~15:50
- 2 場 所 福岡県中小企業振興センター 401A会議室
- 3 出席者 別紙出欠票のとおり
- 4 議 題 (1) 福岡県こども計画について
(2) こどもの意見聴取について

5 議事概要

(司会)

定刻となりましたので、ただいまから、第2回福岡県こども審議会青少年育成支援専門委員会を開催いたします。皆様には大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は本日の進行を務めます、福岡県人づくり県民生活部私学振興・青少年育成局青少年政策課の西川と申します。よろしくお願いいたします。

本日は名簿のとおり、委員総数14名のうち、Webにあるご参加3名を含め、9名の委員の方々にご出席いただいております。伊東委員は名簿中、出席となっておりますが、所用により欠席されるとご連絡をいただいております。

また、本専門委員会におけるアドバイザーの船橋力様にもご出席をいただいております。本専門委員会には初めてご出席をいただいておりますので、船橋様よりご挨拶をいただきたいと思います。船橋様、よろしくお願いいたします。

(船橋アドバイザー)

皆さんこんにちは。船橋と申しますよろしくお願いいたします。

前回、全体会でもお話ししましたが、私、兄がもう30年ぐらい福岡で教員をやっていたり姉も教員をやっている関係で、福岡という場所にとっても思い入れがあるんですが、何分現場のことを知ってるわけでもありません。

私自身は長年教育、どちらかと言うと人材育成ですね、より子供たちが活躍する場をつくるようなことだったり企業の社員研修というのをやっておりましたので、そこらの話はもちろん分かるんですけども、それ以外は、本当にわからないながらに多分、論点提起はできると思うんですけども、とってアドバイザーという立場とは程遠いかもしれませんが、ぜひ、皆さんと一緒に議論に参加させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。次に、本県の参加者につきましては、お手元の名簿をご確認いただきますようお願いします。

なお、本日いただきましたご意見につきましては、11月1日に開催する第2回福岡県こども審議会でご報告させていただく予定としております。

それでは次に、松浦委員長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

(松浦委員長)

皆さん、こんにちは。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

今日の青少年育成支援専門委員会では、大きく調査事項が二つございまして、まずはこども計画について、こちらは基本的な考え方や施策の体系、あるいは各項目に関連する課題や、施策の方向性について事務局よりご説明を受け、皆様方から多種多様なご意見を賜うことができればと思っております。

また後半の調査事項についてはこどもの意見聴取ということで、こちらも、事務局のほうからご説明いただきまして皆様方からの質疑応答賜ればと思っております。

今日も議事進行に関して、皆様方のご協力を賜ることが出来ましたら、ありがたく思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。ここからの進行は引き続き松浦委員長にお願いいたします。松浦委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

(松浦委員長)

はい、ありがとうございます。では、次第に沿って、進めたいと思います。

まず3の調査事項の(1)、福岡県子ども計画についてというところでまずこちらのほうからご説明お願いいたします。

(子ども未来課)

はい、子ども未来課の課長の太田でございます。子ども計画の全体のほうを担当させていただいております。

本日、施策体系から中項目小項目の説明をさせていただきます。

資料1、基本的な考え方と基本方向、施策体系案をお開きをお願いいたします。第1回の子ども審議会及び3つの専門委員会で、委員の皆様からいただいた意見を受けまして何点か資料への反映を行っておりますので、ご説明をいたします。

1番左上の上段でございます。基本的な考え方と基本方向案でございます。子ども計画が目指す福岡県の姿といたしまして、全てのこどもが夢や希望を持ち、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県、としております。前回の説明と繰り返しになりますが、このめざす姿のベースは本県のマスタープランであります総合計画となっております。総合計画が目標として掲げております、誰もが安心してたくさんの笑顔で暮らせる福岡県、をベースにいたしまして、本県の子ども施策のマスタープランとなります、子ども計画においても、同様にたくさんの笑顔で暮らせる福岡県を目指そうというものでございます。

またこちら、前回と説明した内容となりますけれども、子ども計画の策定を進めるに当たって、勘案すべき子ども大綱が目指す社会でございますが、全てのこどもが、若者が、身体的・精神的・社会的に、幸せな生活を送ることができる社会を踏まえまして、目指す姿の主体・主語を、全てのこどもが、としております。ここについてはです前回は変えていないんですけれども、修正点がございまして、7月のこの資料では、全てのこどもが未来に希望を持ち、というふうにしておりました。今回、未来に希望を持ちというところを、夢や希望を持ち、というふうに変更をしております。修正部分につきましては、7月の子ども福祉専門委員会におきまして、こどもの未来よりも、今に寄り添う姿勢が打ち出せるという、明るい未来はわかりやすいが、今がいい時間であってほしいというこどもたちがいるといった意見をいただきましたことから、未来の単語は、用いないことといたしました。変更後の夢や希望を持ちの部分ですが、仮に今困難な状況にあるこどもが、夢を希望を、持つことが出来ない状況だとしても、その特性や支援ニーズに応じて、きめ細かく支援していくことを通じまして、こどもが夢や希望を持って笑顔で暮らしていけるように、私ども行政として目指すことは、大変重要なことだと考えますので、ここについて、夢や希望というふうに入れさせていただいたものでございます。この趣旨につきましては、先日行われました福祉のほうの専門委員会でもご報告しまして、ご理解をいただいたところでございます。

次に、子ども・若者の表現を、こどもに統一しまして、子ども計画では、基本的な用語として、「こども」を使用することとしたいと考えております。理由としましては、子ども大綱では、「若者」を青年期全体が対象となることを明確にする場合に用いておりましたけれ

ども、こども基本法第2条第1項の規定におきまして、今回のこどもの定義を年齢で定義せず、心身の発達過程にあるものとされており、18歳までとかいうことではなく、幅広く設定されておりますので、本計画ではわかりやすく、「こども」と用いることといたしました。

また表記は、原則として平仮名のこどもを用いますけれども、その児童福祉法における、児童18歳未満の者とか、そういった場合は漢字であったり、こども基本法以外の法令の定義に基づく場合や事業名など、固有名詞等において、異なる表記表現を用いる場合がございます。そういった表記表現という形でしてまいりたいと考えております。

次に、4番、施策体系の案でございます。資料の右側になります。Ⅰ、全てのこどもが持つ権利の保障の柱の取組事項ですけれども、1、こどもが権利の主体であることの社会全体の理解促進、2、こどもの意見表明とその尊重としております。赤字で修正しております。7月の資料において、取組事項はこの1、2を総括的に表現したこども若者を権利の主体として尊重のみを、中項目としておりましたけれども、この部分につきましては、本体の審議会とか、各専門委員会において、もう少し具体的な表現をとの意見がございましたので、中項目で具体的に表現することといたしました。

次に、柱のⅡでございますけれども、成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り拓く人財の育成の柱の取組事項といたしまして、1番、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健、医療等の確保としております。ここで等を入れております。ライフステージにおける、福祉の分野の施策等も、この中項目に位置づけることから、保健、医療に限定しない意味でも、等を追加しております。

Ⅱの柱の2番、幼児期までの育ちの保障、幼児教育・保育の充実のところでございます。幼児期までの育ちの保障は、令和5年12月に国が示しました幼児期までの子供の育ちに係る基本的なビジョンを受けて中項目としておりました。全てのこどもの誕生前から幼児期までの、重要な時期とした、施策の範囲の広いビジョンであるため、計画の反映としては、Ⅱの2だけにとどまらず、それ以外の中項目の中でも、施策の方向や具体的な施策として、取り組んでいくことを考えておりますので、このため一旦、中項目の2に限定する形での幼児期までの育ちの保障は削除しております。

次に、3、きめ細かな対応が必要なこどもへの支援のところでございますけれども、この柱の取組事項といたしまして、1、児童虐待の防止と社会的養護の推進を、1、児童虐待の防止 2、社会的養護の充実の2つに分割しております。これはこども大綱に合わせる形で1つの中項目としておりましたが、行政分野として大変いろいろな項目等も広く、多くの施策はぶら下がる中項目となりましたので、分割することといたしました。

また、3の6、不登校、ひきこもり、3の7として、いじめ防止、自殺対策としておりましたが、この部分につきましては、県のこれまでの計画で用いてきた表現と合わせる形で、今回、1本にしまして3の6の表現に修正しております。もちろん、自殺対策については、大事な取組でございますので、この小項目の中で柱として記載することとしております。

また3の7でございますが、ヤングケアラー、性的マイノリティー、外国人のこども等への支援としております。この部分につきましては、審議会、各専門委員会においていただいたご意見をもとに中項目として表現したものでございます。

次に、Ⅳ、結婚・子育ての希望をかなえ、こどもを安心して産み育てることができるための支援の柱の取組事項といたしまして、5、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくりとしております。7月の資料におきましては、共働き・共育ての推進、男性の家事、子育てへの参加促進としておりました。この部分につきましては、審議会、専門委員会において、次のようなご意見をいただきました。「男性は家事、子育ての当事者であるため、参加はおかしい。」次に、「共育てのところに夫婦でやるという意味が含まれているのであれば、その後の男性の家事・子育ては省いても構わないのではないか。」「共働き・共育ての表現は、専業主婦の場合や、ひとり親など、1人で子育てをする方が疎外感を感じるのではないか」などのご意見もございました。そういったご意見を踏まえまして、記載のとおり、この表現ですね、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくりとしております。

6、地域・家庭でこどもを育む環境づくりにつきましては、地域と家庭が入れ替わっております。これについてはこども大綱が、この順序になっておりますので、こども大綱に合わせたものでございます。資料1の説明は以上でございます。

続きまして、本日ご議論いただきたいところでございます資料2と資料3のほうになります。1ページおめくりをお願いいたします。資料2をご覧ください。先ほど資料1で中項目までの施策体系を、見え消しの形で説明いたしましたけれども、それを資料2の左側で、修正結果を溶け込ませたものとなります。資料2の右側の表をご覧ください。この資料なんですけれども、本日、専門委員会でご議論いただきたい内容の範囲を示したものでございまして、ローマ数字が四つの柱になっています。アラビア数字が中項目、その下の白抜きの丸数字が小項目となっております。それぞれの中項目の右側には関係する専門委員会を黒丸で示しておりまして、なお、今回の専門委員会につきましては1番左の青少年の青と書いたところで左側の黒丸がついたところが、特に審議をいただきたいところでございます。前回も申し上げましたとおり、特に議論をいただきたいところを示しているものでございまして、黒丸がついていない分野でも、各委員の皆様からご意見を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、1ページおめくりいただきまして資料3をお願いいたします。今回初めて小項目を示しますが、小項目の設定の考え方として、それぞれの中項目について、現状と課題、施策の方向をお示ししております。各中項目ごとに、昨今の社会的情勢等を踏まえ、またあるいは、行政的な課題認識の中で現状と課題を捉えまして、それに対して県がとるべき施策の方向について、主なものを表現したものとなります。1番右の列には、各小項目を記載しております。資料3の内容につきましては、全体を説明すると長くなりますので、本専門委員会と関係が深い部分について抜粋して説明をさせていただきます。

まず柱のⅠ、権利につきましては今回新設の分ですので、全専門委員会で説明させていただきます。まず1、こどもが権利の主体であることの社会全体での理解促進でございます。現状と課題といたしまして、こどもの権利条約を踏まえ、こども大綱で示された、こどもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるこどもまんなか社会の位置づけに向けて、県民に対し、こどもが権利の主体であることの理解を促進していくことが重要でございます。

施策の方向としまして、こどもが権利の主体であることの理解促進に向けた広報・啓発の推進、こどもの育ちに携わるおとなやこども自らが、こどもの権利について学ぶための取組を推進。2番目、こどもの意見表明とその尊重でございます。現状と課題といたしまして、こども基本法の制定により、県はこども施策の策定・実施等にあたり、こどもの意見の反映について必要な措置をとることが義務化されました。児童福祉法改正によりまして、児童相談所等におけるこどもの意見聴取措置が義務化されております。こどもの権利擁護に係る環境整備が必要となっております。施策方向としまして、こどもや保護者の意見をこども施策に反映させる仕組みづくりを推進します。施設入所等のこどもが意見を表明しやすい環境体制を整備いたします。

柱のⅡの3になります。3、こどもの生きる力の育成となります。現状と課題を踏まえまして、施策の方向としまして、基本的な知識技能等の学力、自尊感情、人権尊重等の豊かな心、活動の源である体力のバランス良い育成を図っていくため、学力向上に向けた市町村教育委員会との連携や、ICT活用の推進、教育活動全体に通じた道徳性を養う教育を充実、人と動物の健康、環境、健全性を一体としてとらえるワンヘルスの理念に基づき、自ら健康や環境を適切に管理していく能力を育成、学校、家庭、地域、関係部局、機関が連携し、食育・地産地消を推進、県民の教育ニーズに応えられる学校の体制整備を推進、これに係る小項目として、①学力の向上、②豊かな心の醸成、③人権意識の醸成、④健やかな体の育成、⑤食育の推進、⑥教育環境の整備充実を設定しております。

柱のⅡの4でございます。4、こどもの成長を支える環境の整備でございます。現状と課題を踏まえまして、今回施策の方向としまして、こどもを犯罪被害や事故から守る取組、こ

どもの非行防止と、自立支援を図っていくため、こどもの安全安心なインターネット利用環境整備、防犯ボランティア等と連携し、社会全体での防犯を推進、性暴力被害に対する総合的な支援を実施、こどもを事故から守るための環境整備や、こどもへの啓発の推進、非行防止に向け、こどもの判断力や実践力を高める取組を推進、それに係る小項目として①インターネット適正利用の推進、②犯罪被害や性暴力等からこどもを守る環境整備、③安心して外出できる環境づくり、④非行防止と自立支援、5、グローバル社会で活躍を目指すこどもたちの応援としまして、現状と課題を踏まえた施策の方向といたしまして、グローバルな視野を持ち、異文化や多様な価値観を尊重し、他者と協働できるこどもたちを育成していくため、海外との交流に意欲のあるこどもへの様々な学びと体験、交流の機会の提供、英語でのコミュニケーション能力の向上に統合に向けた様々な国際交流の機会の拡大、これに係る小項目としまして、①世界にはばたくこどもの応援、②異文化理解力と外国語能力の向上を設定しております。

6、こどもの新たなチャレンジの応援でございます。現状と課題を踏まえました、施策の方向としまして、様々な体験を通じて、自らの可能性に気づき、夢に向かってチャレンジする、こどもを応援するため、自分の個性や能力に気づき、さらに伸ばすための取組を推進いたします。地域全体で、将来、様々な分野でリーダーとなる人材を育成します。スポーツ、芸術の世界で活躍を目指す次世代の競技者や芸術家を応援いたします。これに係る小項目として、①個性や能力を伸ばそうとするこどもの応援、②次世代のリーダーとなるこどもの応援、③次世代の競技者や芸術家の支援、④様々な分野で担い手となるこどもの応援でございます。

次に7番でございます。若者の社会的自立を支える取組の推進でございます。現状と課題を踏まえました施策の方向として、若者の能力形成や、就労支援による社会的・経済的な自立の支援を図るため、社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を育て、キャリア発達を促す教育を推進いたします。若者の状況や、地域に応じた就労支援、職業訓練の推進をいたします。県立大学における地域社会に発展できる人材の育成を行います。様々な悩みや不安を抱える若者に対する相談体制を充実いたします。これに係る小項目といたしまして、①キャリア教育の推進、②若者の就労支援の充実、③高等教育の就学支援、高等教育の充実、④進路等相談体制の充実としております。

8番目でございます。多様な遊びや体験活動、社会参画の推進でございます。現状と課題を踏まえました施策の方向として、様々な体験学習や、体験活動の充実、成長段階に応じた切れ目のない体験活動の場の提供、ボランティア等への社会参画の推進、女子中高生などへの将来のキャリアデザインに係る啓発等の実施を行います。これに係る小項目として、①遊びや体験活動の推進、②社会参画の推進、③こどもの可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消を設定しております。

資料3の内容説明は以上なんですけれども、繰り返しになりますけれど本日ご議論いただきたい主な項目としては二つございまして、一つは、中項目ごとの現状と課題、施策の方向について、もう一つはそれに基づく、小項目についてご意見をいただければと思います。資料3は限られた紙面の中で、現状課題、施策のそれぞれ全てを網羅しているものではないです。主なものを書いておりまして、議論の一助としていただくために作成したものでございます。実際の計画においては、中項目ごとに現状と課題、施策の方向を記載した上で、その下に、小項目ごとに分類した具体的な施策、事業を掲載することとしております。

本日、この表だけだとどうしても具体的にどういった事業があるんだろうとイメージ持っていただくことも必要だと考えておりまして、今回の計画のイメージとして、資料4に、こども計画の素案を準備しております。表紙の下に、第1章、第2章、第3章を添付しております。本日の素案は構成のイメージと、議論をしていただくための材料としておりまして、記載内容は未定稿の段階のものもでございます。ですので、資料4につきましても、内容の細かな説明を行わず、構成の説明にとどめさせていただきたいと思っております。

第1章は計画策定の趣旨や位置づけ、計画期間などの基本的な事項を掲載しております。

記載内容につきましては、関係各所との調整の上、まだ引き続き検討しているところでございます。項目の8でございますけれども、政策目標につきましては、第3回の専門委員会の中で、主な審議事項とする予定でございます。また現在内部で策定中でございます。今回添付はできておりません。

第2章は子どもを取り巻く現状と課題について、グラフや表データを掲載しております。本日の素案には、子ども計画に一本化する前の三つの計画に掲載したグラフ等を更新した形で掲載しております。かなり膨大なデータとなりますので、今後また精査等をしていくこととなるかと思っております。

第3章には、中項目ごとに、現状と課題、施策の方向を掲載し、小項目ごとに具体的な施策・事業を掲載いたします。先ほど申し上げましたとおり、今後、資料3でいただいた意見を踏まえまして、さらに検討を進めて、第3回の会議で改めてお示しする予定でございます。

今回素案の添付資料としては第3章までのお示しとなっておりますけれども、最終形としては、第4章に教育・保育の各方策等があります。こちらは子ども・子育て支援法において、教育・保育、子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制を定めて掲載するということが必須事項となっておりますので、こちらにつきましては、実施主体である市町村等との調整を経た上で、次回の第3回の専門委員会でお示しすることとしております。

繰り返しになりますが、この資料4の第3章の各事業が今回のお示しする資料の事業の参考資料となりますので、お目通しいただければと思います。ここまで1から4まで説明しました。長くなりましたが説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

(松浦委員長)

はい、ありがとうございました。資料1から4をもとにご説明いただきました。

今日は先ほど課長よりございましたとおり、特に資料3の柱番号のⅠ、そして柱番号Ⅱの3、4、5、6、7、8、それらにおける現状と課題や施策の方向性、あるいは小項目、丸番号で記載されていますけれど、そちらに対するご意見をまず専門委員会の委員の皆様からご意見、あるいはご質問いただけましたら幸いです。いかがでしょうか。どんな切り口からでもお願いできればと思います。

船橋アドバイザー、何かご質問なりご意見をよろしいですか。

(船橋アドバイザー)

現状と課題、施策の方向性について、網羅性は分かるんですけど、全く全部やってないところに全部入れていこうとしているように見えるんですけど。だからどのぐらいどれが問題なのかとかそこがよく見えないので、どこに力を入れていくんだらうとか、含めて、見づらいので意見がしづらいですよ。問題はどこにあるのか、原因が何なのかとか、どのぐらいやってるけどここが足りないんだとか、何も全部真っさらのところに、ぱっと新しく作ったように見えるんですけど。だから、コメントがしづらいというのが率直な印象です。

自分の専門領域に関しては何かもうちょっとこうじゃないかと言えるんですけど、それ以外はコメントをしづらいなと思います。

(松浦委員長)

まずは見え方、見せ方、これは県民も含めてですけど、重点的なものとかそういうことを加味して、これを組み立てるみたいなことは、お考えはいかがでしょう。課長。

(こども未来課)

今回、継続的な計画であれば、例えば前回から追加したものとか、特にこれが新規ですよという表記ができるんですけども、今回3つの計画を1本にしまして、形的には新規の計

画、基本的に新たに子どもに関することを全て網羅をするというような計画となっておりますので、アドバイザーのご指摘のような見せ方になっておりませんので、議論にはなかなかしにくくて申し訳ございません。

そこにつきましては今回、初めての計画でありますので、基本的にはこのメニューの中で足りない部分がないのかとか、この取組で十分なのかという視点で見ただけであればありがたいと考えております。

(松浦委員長)

ということでよろしいですか。どうぞ、藤原委員。

(藤原委員)

1番なんですけれども、子どもが権利の主体であることへの理解促進に向けた広報・啓発の推進をされるということですが、この子どもが権利の主体であるという、子どもというところで、生まれてすぐの赤ちゃんからそこに権利があるということを知らない親御さんにいつか会うんですね。だから、生まれ落ちたそこからその子には権利があるということを啓発する必要があるというふうに日々感じております。

それから、3番の子どもの生きる力の育成のところ、小項目の1番に学力の向上というのがあがっているんですが、2番3番4番5番6番、これ順番、別に関係ないことなのかもしれないけれども、2番以降のものが充実してくれば、学力がおのずと上がってくるはずなんですよ。1番始めのところに学力の向上がぼんとあると、それを見た人たちはこの学力を上げることにものすごく頑張りすぎるというか、ちょっとこの順番を変えていただいたらいいのかなと思いました。

それと、8番のところ、今私は福岡プレーパーク連絡協議会という会議の事務局をしていて、福岡県の中にかなりのプレーパークが今できてきているんですけども、遊びや体験活動の推進のところ、子ども大綱のほうにもプレーパークという名前が入っているように、福岡県でもプレーパークを入れて、そしてプレーパークを開催する人たちの人材育成の分だとか、例えば、プレーパークがない地域に広げていくために、プレーカーなどを使って、プレーパークを広げていくみたいな、そういったことを入れていただけて遊びや体験活動が充実していくといいなというふうな意見を持ちました。

(松浦委員長)

はい、ありがとうございます。私大学の教員やっているということもあって、学力っていうのはもう今随分概念が変わってきて、社会を生き抜いていく力っていうことで、この下の2345とかを包含しているので、1番最初に出てくるっていうのは現在の在り方かなとも思います。

(子ども未来課)

子ども未来課でございます。最初の、子どもの権利のところでご助言ありがとうございます。私どもは今子どもの権利条約に関する、子どもが権利の主体であることとか、そういった周知を行っているんですけども、実際こう周知すべきポイントはどこなのかというのが、私どももなかなか実践する中で、今取組始めたばかりでございますので、周知・啓発をやっていくにあたって、今、ご指摘あったところを踏まえて、取り組んでまいりたいと考えております。

順番につきましては、関係課と話しまして順番等また検討してまいりたいというふうに考えております。

(松浦委員長)

どうぞ泉委員。

(泉委員)

関連して、今、藤原委員から学力の向上について、そしてまた松浦委員長から、学力の向上について内容が今までとは変わってきているというところで、県民の皆さんで、学力の向上の在り方、学びの在り方の多様性が変わってきているということに気づかれている人がどれだけいるのかなって思うんですよね。どうしてもこの一言、学力の向上とまとめてしまうと、先生方は知識を一生懸命入れなきゃいけないと思って頑張っちゃって、そのやり方だと、学ぶのが頭に入ってきづらいんだよなっていう子がいたりとか、それが多様性ですよ。学び方自体の在り方が、多様にやらなければいけないということと、公立学校も私学も含めてですが、同じ集団の中でそういった多様性を求められることもたちが、全ての子が充実して学べるようにするには、個別最適化が図られなければいけないと、そのときに来ていると思っています。

現状としては、そこに浮きこぼれてしまった子とか、ついていけない子とか、不登校であったりとか、問題行動として、SOSを出しているんだけど、それは助けてというふうには受け止められなくて、問題児として扱われて、学校から疎外されてしまっていくという現状があるのではないかなと懸念しております。中身の充実が本当に図られる必要があるのかなと感じております。

(松浦委員長)

先ほど藤原委員が赤ちゃんが生まれ落ちたという表現でしたけれど、赤ちゃんも権利の主体ですが、当然、赤ちゃん自身には主張するすべがなく、それを代弁するというのが一番近いものは保護者ですけれど、現状ではその保護者が一番赤ちゃんの生きる権利を奪う例もあるということではなかなか難しいですね。

自治体によっては、赤ちゃんがいると票を2票入れられるみたいな何かそういう案があったりもしますけれど、なかなかこのあたりは、これから我が国も、いろいろ議論して、整備していくのかなとは思いました。

三つ目はプレーパークのことですかね、何か関連してございますかプレーパークの充実と、よろしいですか。

(青少年育成課)

青少年育成課でございます。ご意見ありがとうございます。様々な体験活動の機会というのは我々も大事だと思っております。ただプレーパーク以外でもですねいろいろ様々な形で体験活動を提供されていらっしゃる方もたくさんいらっしゃいますので、例えば関係団体と連携しながらとか、そういった形で書きぶりを工夫して、取り込むような形で検討をさせていただきたいと思っております。

(藤原委員)

マニアックなところで申し訳ありません。プレーパークをやっている者としては、体験活動というものは、教え指導され、こどもがさせられて学ぶ体験、教育なんですよ、教えられて育つ。だけれども、プレーパーク、冒険遊び場とも訳しますけれども、それはこどもたちが自分からやりたいことを自らやって、そのことで育つ、遊育とかも言われますけれども、学ぶとか遊んで育っていく、体験活動というものは、全く方向性が違ったりするんですよ。

それがやっぱりこども大綱にも、そのことを理解された方から、そういう発言があって、大綱の中にもプレーパークということを経験活動と併記で入れられているんですよ。

福岡県においてもそういうことが必要ではないかと思っておりますし、ただただ公園つくればいいのか、遊び場をつくればいいのかっていうわけではなくて、そこには、こどもが遊ぶ場所に、プレイワーカーという、こどもが遊んでいるところに、こどもが成長するように場を仕つらえたり、指導じゃないけれども、こどもの育ちが進むように見守る大人の在り方という

のがまたあるんですけれども、それをきちんと学んだものがそこにいるっていう、人材が配置されているということはすごく大事なので、人材養成の仕組みも必要でしょうし、その人を継続して人材を置くっていうことも大事だと思って、プレーパークというのは、単に体験活動とはちょっと違うところもあるので、発言させていただきました。

(船橋アドバイザー)

三つありまして、一つは5番のグローバル社会で活躍を目指すこどもの応援ということで私の分野かなと思います。これは目指すこどもなので、全員にグローバル人材、リーダーになってほしいということじゃないという前提でお話しします。

その中でここに書いてないことで必要なのは、二つございまして一つは、情報だと思えます。いろんな機会、場はある、出てきている、この情報が、正直全然届かないというところがあります。この分野に関して、先生と親御さんがあまりグローバルという言葉に得意じゃないので止めるとかということがあるので、ダイレクトにこどもに届くような方法という意味です。

二つ目が残念ながら経済支援になるんですね、留学に行きたい高校生、アンケートをとってみると実は行っても良いっていうのだと50%近くいるんですけれども、いまだに3%も行かないとかそんなレベルです。語学とか、部活とか、その理由もあるんですが結局、行きたいけど辞退するっていう、トビタテの奨学金受かってても足りないとかそんながあるので、どうしても経済的な支援ってのは出てくると思えます。ただこれは今新しく、民間の寄附だったり民間の基金をつくるとかいろんなパターンが出てきています。

それで二つ目が7番ですかね、若者の社会的自立を支えるという取組の推進ということで、今私が副学長を務めているさとのば大学というまた変わった、学位を取れない大学なんですけれど、通信制の大学に通いながら、日本のいろんな地域を1年ずつ移住しながら、社会課題を解決するという変わった大学なんですけれど、ちらほら学位が要らないっていう学生が出てくるんですね。我々は大学行かないと良い就職出来ないとかいうふうに、一定程度正しいと思うんですけれど、でも、学位を取る時間を割くよりも本当に重要なことを学びたいとか、そういうことを思い始めております。それが1個の選択肢として全然ありなんじゃないかと思うときに、このキャリアの教育の推進と若者就労支援というところで、例えば、高卒中卒でいろんな活躍をしている社会人がいるんだと思うんですね。いろんな生き方をし、その情報もないんですね。だから、私がやってるトビタテ留学 JAPAN だと2000人ぐらいの留学大図鑑という図鑑を作って、いろんなパターンの留学があるよって示してるのと同じように、中学校卒業高校卒業で、いろんな働き方をしている、起業家だけじゃなく、そういった人の図鑑みたいのがあってもいいし、イメージだけでみんな中卒高卒はいけないみたいになりがちなのがするんですけれど、多分、石田さんの専門かもしれませんがそんな意見です。

三つ目がこどもの生きる力の育成という、先ほど藤原委員おっしゃったこともとてもわかって、ここに書いてあることは何か教育ってこう、必要なことを羅列してるんですけれど、本当は内発的な自分の意思でこういうことやりたいというところを、もっと育んだり推進するようなものがあつたほうがいいんじゃないかということなんです。プレーパークがその一つの手段だと思います。

これに関しては全体の会で、お話ししたのでもしその場にいた方がいたら同じ話になっちゃうんですけれど。私があしたの寺小屋って過疎地1000か所に寺子屋をつくるという事業をやっている、過疎なので、オンラインですばらしい教育を並べて、過疎のこどもに見せたら喜ぶかと思ったら全然反応しなかったんですね。どんな良いものを並べても、自分事にならない。僕らそこで生み出した言葉は、教育格差じゃなくて、可能性格差という言葉で、みんな可能性を十分に感じてないんだと。

そのあとに、そこの社長が見つけたのが、明石家さんまがやっていたあなたの夢をかなえたいという番組、テレビでやってるんですね。ちょっとした夢を、電話で応募して伴走

してあげたら、面白い絵になるわけですがけれど、何と彼は過去のその番組に参加した人全部トレースしてみたらみんな成功してたと。成功の定義はさておき、なのでこれは何かあるんじゃないかっていうことで、結論から言うとちょっとした成功体験を育てあげるということがすごい大事なんじゃないかということ、今彼は北海道で小中学生に地域の人に伴走してもらいながら、ちょっとした夢、隣の町に行きたいとか、こんなものをつくってみたい、を伴走するという仕組みをつくって、今、実証実験中なんですけれど多分、ちょっとした成功体験をすると、自己肯定が育まれたりするので、多分この、豊かな心の醸成とか人権意識の醸成で自己肯定感もここに入る、健やかな体とかもこれも手段論になるとこれもそういうようなことで、プレーパークも一つだし、誰でもどこでも出来そうなものだ。

僕のキーワードはちょっとした成功体験なんですけれど、そういうこともやらないと今までどおり、勉強を教えますとか、豊かな心を育みましょうとか、人権は大事ですとか、体育と運動とか食育は大事だと思うんですけど、そっちになると、そうじゃなくて、個々に合った内発的な多様なものを育む仕組みをつくるか環境をつくるかっていうところになるような気がするんですけども、藤原さんはその1種類としてプレーパークは、仕組みとしてありますよってことだと思うんです。逆にほかにもありますよっていうのも思いました。

(松浦委員長)

はい、ありがとうございます。これ内発的な取組に反応することの割合ってどれぐらいですかね。つまり、先生がたのプログラムに乗って、いわゆる成功していくのは。

(船橋アドバイザー)

これもやり方なんですね。例えば、将来のキャリア、夢を考えましょうと言うと、結構書けない。夢って持たなくちゃいけないんですかとか、働くイメージもない。だけど、留学で行ってみたい国どこですかと言うと書けるんですね。タンザニア、動物に会いたいとか。じゃあそれに関連する仕事って何って言うともた今度仕事が出てくるみたいなことで、アプローチの仕方が出やすい出づらがあるという意味ではやり方次第で、基本的には、ちょっとしたきっかけをつくるのはやりやすいですよ。何かやりたいことないかと。友達に会いたいとか遊びたいというふうに、だからそのハードルをどう下げるかなので、結論から言うと、100%まではいかないんですけど、そこまで病んでない子であれば、出るんじゃないかなっていう感覚はあります。

探求学習も同じです。今探求学習やらなくちゃいけないっていうから、いやいや変なものが出てくるんですけど、あるいは答え、正解を出そうとしたんですけど本当はやりたくないんですよ。だから、自主性を育む探究学習なのに、マストになって自主性が育まれないみたいな矛盾があるんですけど、そんなイメージです。

(松浦委員長)

はい、ありがとうございます。

世界に共通する学力間で、OECDが測っているテストだとで、我が国はコロナの影響も受けて、世界ベスト3に入っているというぐらいかなり世界から称賛されている教育体系を持っている国であって、ただ、先生がおっしゃるようなグローバルなものっていうのは本当私のところの学生を見てもですね、年々、なくなってきてるっていうのがあって、ただ先生がおっしゃった、5割ぐらいは実は条件整ったらほいと出てくよっていうのは非常にいい感じかなと思えました。でも世界に冠たる、教育の成果を上げている国ですけど、またさらに福岡県が押し上げていただけたらと思います。

(朝廣委員)

二つ意見、一つ質問なんですけれど、先に意見のほうで、こどもの生きる力の育成という

箇所と8番の多様な遊びや活動体験、社会参画の推進というのをもうちょっとつなげられないかなと思っていて、かなり離れているような、場所としても離れているし、生きる力というのは私の体験談的には多様な遊びや活動体験というところから生まれてくるものが大きかったですね。なので、8番、この中項目自体を3番の中に入れても、ちょっとごちゃとなるかもしれないんですけど、混ぜてもいいんじゃないかなという意見があるんですけども。

次に質問で、今回のこのこどもってというのは小中高の学生だけなのか、もしくは例えば中学校でもう学校行かなくなって、中学校でやめてしまったこどもたちっていうのも、これに含まれているのかと言うのも聞きたいです。

(松浦委員長)

今の質問は、こども基本法にあるように、つまり、発達過程にある人全てを包含するので、今、朝廣委員が言われた、中学校行かなくなってるといようなこどもも全部含まれるところです。それを受けて何かご意見とかありますか。

(朝廣委員)

それで、私の友人の話にはなるんですけど、中学校全然学校行かなくなって、中学校でやめてしまった。今もう17歳で、ずっと夜のバイトしながら、生計立てているんですけど、両親がどちらも定職に就いてなくて、家に帰れないみたいな、そういうふうになると社会のこととか常識とか、道德倫理っていうのを教えてくれる人が周りにいないので、正しい、正しくない、善い悪いっていう判断がつけられないっていう話を聞いたんですね。そういうところで、例えばⅢの3番の、貧困の状況にあるこどもへの支援か、どちらかという社会的養護の充実のほうですね。そこら辺で、学校という枠組みでこう、その子だってこう分かるんじゃないかって、もう社会に溶け込んでしまっている、そういう若者へのアプローチっていうのはどういうふうに県としてされるんだろうなという質問があります。

(松浦委員長)

まず一つ目は、大項目というか、柱Ⅱの3と8っていうの組合せは可能なのかっていうことのご意見でしたけれど何か事務局のほうでありますか。

(こども未来課)

ご意見のとおり、この3と8については、関連性があるものだと考えます。ただし、私どもの、今回設定の意図といたしましてはⅡの1から7までにつきましては、明確なライフステージとまではまだ位置づけてはないんですけども、こどもが生まれてから、実際成長する過程に応じて、支援の内容をこう並べているのをイメージしておりまして、8番と9番につきましては、全ライフステージを通じて、共通に大事な考え方として置かせていただいているものでございます。ですので、1番から7番までと8番9番についてはですねちょっと位置づけが違う置き方になっております。

ただし今委員言われたように、3番と8番のほうで、両方にあげるような事業であったり、両方にこの取組に資するものについては、再掲する形で、関連するような形で取り組んでいきたいと考えております。

(朝廣委員)

3番のところの小項目②豊かな心とか、体の育成とか、教育環境の充実とかというのは、教育環境って言っても、学校だけじゃないですよ。やっぱりいろんな社会の地域全体での充実というのも含まれるかなと思ったので、多様な体験活動のそういった充実もそこに含まれるのではないかなと疑問を持ったので、発言させていただきました。

(松浦委員長)

あと積み残している学校教育の枠にはない若者をどう見ているかっていうのは、今回この委員会の所掌する範囲の議論の後にさせていただければと思います。結構重要な話だとは思いますが。

さっきの再掲っていうのは、事実上いろんなところで発生することになるでしょうね。

(嘉嶋委員)

前の青少年育成会議の頃から申し上げているんですが、食育ということが挙げられていますけれども、私学校のスクールカウンセラーをしまして、不登校の子たちと話すとき大抵睡眠が乱れているんですね、どっちが先かわからないぐらい、睡眠が乱れているから、朝起きられなくて学校に行けなくなっちゃうという子も結構いるんです。

私は夜の中州に年に1回出るか2回かぐらいのもんなんですけど、それでも小さいこどもが、それこそ5、6歳の子とかがサラリーマン風のご両親に連れられてうろうろしているのを見るんですね。

だから、寝る時間というものがとても大事なんだと、小学校入る前の子だったら、やっぱり親の仕事の都合をつけてでも9時には寝かせたいと思うんですよね。それが出来てないということがとてもいろんな面で影響があると思いますので、食育はもう今、厚労省も言ってくれているので書きやすいと思うんですけど、眠育は、私自分がつくった言葉だと思っていたら他でも言っている人いたので、やっぱり考えることはみんな一緒だなと思ったんですけども、やはり眠育ということを大事にしていきたいなというふうに思います。

(松浦委員長)

嘉嶋先生、科学的根拠がまだないんじゃないですかね。その睡眠に対する生活習慣を変えるアプローチで、有効な睡眠を中心としたものって多分、まだない。睡眠をどう変えていくのかっていう、行動変容に有効なアプローチは、開発されてないので、ここで書きづらい。多分国レベルでも、正確正式には多分そういう面でかなり異論が出るので、使われてないでしょうけれど。

睡眠が重要だというのはわかっているんですけど、睡眠という生活習慣をどう変えるのかってアプローチは生活習慣、いわゆる行動ですけど、これは難しいんじゃないかというような。

(嘉嶋委員)

児童発達の方で誰かやってないですかね。

(松浦委員長)

我々、そういうその手の学会やっていますけれど、なかなか難しいです。人の行動を変えるってのは非常に難しいので、眠育っていうのは行動変容を目的とする限りにおいては、科学的根拠がまだそこまで確立されてないので、なかなかこういうところにワードとして載る、まだ手前ぐらいの話。生活習慣が重要なのは間違いないですけど。

(藤原委員)

科学的根拠が出てないとかエビデンスが出てないとか、いろんなところで言われることなんですけれど、睡眠の大切さっていうのは人間が生活リズムを持って生きている限り、ものすごく大事なことで今もう本当に大事というのを言われているじゃないですか。何か根拠がないから入れないじゃなくて福岡は先進的に眠育を入れますとかいう計画にしたら、そういうのは駄目なんですか。

(松浦委員長)

それは私に決定権があるわけではなくて、私は科学者の端くれとしてこの場で言うておかなくちゃいけないことを申し上げたのであって、睡眠時間が人の生物体としての生活に関して重要なことは間違いないんですが、ただそれをコントロールしようという、何らかの取組で効果のあるものは、ちょっと私は、学問の世界で共有はされてません。

(藤原委員)

私も素人で全然わからないけれど、普通の一般の人の意見として申し上げました。

(石田委員)

別の観点からですが。最初に船橋さんがおっしゃった。網羅的に書いてあって、どれが大切かわからないっていう話がありました。私も役所にいた経験がございまして、多分ですね、これ既存の計画が三つですか、ありましたね。本当はこの資料の裏に、新旧の計画の比較表があって、矢印がばーっと引いてあって、それぞれの項目がどこに入っているかっていうことをやるわけですね。だからよくまとまっている方だと思います。この項目の右側には、全部、予算の項目がぶら下がっていて、全部その担当課がぶら下がっていて、必ずどっかに入っていかなきゃいけないってことで、それは多分こういう委員会にはお出しされないでしょうけれども、例えば、知事に説明するとか、議会に説明するときは必ずその膨大な本当にA3の4倍ぐらいあるような大きさを、こういうふうに矢印がつながっていますという説明をされるんだと思います。そういう中で、ここまでまとめられたことには敬意を表します。

またこれはただの意見ですが、これは国の法律に基づいて各県作りなさいという計画ですから、各県同じようなものをつくると思います。今の時点で表現するっていうことは必要ないかもしれませんが、やっぱり福岡県ってここは違うんだぞっていうのを意識しながら作った方がいいと思います。特にですね経済的には、かなり例えば佐賀県と違うとか、今話題の熊本県と違うとかってありますから。現状と課題のところ統計が書いてありますね、この統計も内部の意識調査のパーセンテージとかが書いてありますけど、全国で何位であるとかですね。それは別の資料で出てくるものですから、ここに書く必要はありませんよ。ただ、これを一般に発表するときとか、あるいは知事がこれを発表する時の原稿には、こういう事実があるから、こういう統計があるから、こういうふうにスローガンは掲げています。この言葉が入っていますとかを意識しながらされたほうがいいと思うんです。多くの部分では、全国共通の問題があって、課題も共通していると思いますけれども、特に経済的には各県でかなり違います。その辺を意識された方がいいかなと、私は就職支援をしておりますので特に、最近それを感じます。

(松浦委員長)

いま石田委員にすごくいいことを言っていたいて、この現状と課題等で福岡県で特に下線引いたほうがいいところっていうのは、それがどこまでの表に出るかどうかが別にして、事務局レベルでは、やってあるかどうかわからないんですけど、そういうところがあると、隣の県と何が違うんだ的なところにも、割と説明がつくんじゃないかなとは思いました。

なので、もちろん全国的にも有数のよい面での下線もあるだろうし、少しこうビハインドな下線もあるでしょうけれど、その辺りをある程度表示していただくバージョンがあるんだったら、全国どこを切っても、同じ飴の姿みたいにならずには済むかなというふうに思います。

(船橋アドバイザー)

二つあります。先ほどの眠育の件はとても勉強になりました。ありがとうございます。

一方で私娘が中学生で、中学校ですごく問題になっているのはやっぱりスマホで寝ないということ。だから眠育じゃなくて、生活習慣の中で、睡眠の重要さなのか、スマホの依存性なのか。多分これ、社会問題になっていくような気がするんで、ちょっとでも取っかかり始

めても面白いかなとは思いました。

二つ目が、多分福岡県とか強い県というかちゃんと財政がしっかりしている県の特徴かもしれないけれども、県に足りないことを、トップダウン的にやるぞっていう感じがとてもいい意味でも見えている反面、私が例えば過疎地とか行くところです、必ず地域一体となつてとか地域を巻き込んでとか、民間の協力を得てとか、そういう要素が入っていることが多いんだけどそういうのが一切ないなど。

だから、例えば、先ほどの7番これも多分、社会参画とか社会との接続みたいな要素を盛り込みたいと思ってこれ出ていると思うんですけど、むしろ、地域の人と一緒にやるとか、地域とか、福岡県を愛することもするとか、もっと産業界のつながりをつくるとか産業界に協力してもらおうとか、一方通行に見えるし、トップダウンでこうやって見えるんですけど、もうちょっと地域と一体とか産業界と一体とか、九州と一体なのか、そういう要素が入るともうちょっと豊かな内容に見えるような気もするんですけどそれは皆さんどう思いますか。

(松浦委員長)

まず一つ目、生活習慣っていう、これもなかなか難しい話で、かつ、皆朝早く起きて早く寝ようよっていうのは、もうライフスタイルが違うご家庭にとってはすごい苦痛なスローガンにしか聞こえないっていう面もあって、多様性を認めるんだったらそこをどううまく表現するかっていうのが難しいと思います。

スマホの適正利用とかインターネットの適正利用って入っていましたか。4番のこれは有害情報の話なので生活習慣的な観点では多分ないので。

(青少年育成課)

青少年育成課です。以前から、松浦先生からもご指摘いただいていたとおり、インターネットの低年齢化ですとか、長時間化っていうのが、少しそういう傾向が出てきているんじゃないかというご指摘もいただいていたので、そういった取組についてこどもの頃から、長時間使わないとか、なるべくある程度大きくなってから使うように、自分でコントロール出来てから使うようにとかということ、啓発とか研修とかそういったことを考えていきたいとは思っております。

今回の計画に入れるかどうかっていうのはまだ検討段階ではあるのですが、そういう生活習慣の改善につながるような取組も今検討はしているところでありがとうございます。

(松浦委員長)

もう小項目レベルでは十分あってもいいぐらいの、国民が誰もが思い当たるようなものです。もう一つが、産業界との連携をもとにこういう施策展開していくっていうのが、色の濃いところってどこがありますかね。柱Ⅱを超えて、何かございますでしょうか。

特にそういうことを意識されたような項目は、もちろん働き方改革とかその辺りはⅣの5なんていうのは、当然、産業界の話ですけど、今回の柱Ⅱとかに関しては、5番に絡めることができれば、今いろんな絡め方がある。

(船橋アドバイザー)

産業界もなんですけど、地域教育とか、地元から離れちゃうので人が、それを止めるために、とにかく福岡のことを愛するように、好きになるように何かいろんなことをやる。もしかしたら豊かな心の醸成なのかどうかわからないんですけど、そういう要素があまりないのは意図的なのか、都市部の傾向でもあるのかもしれないんですけど、でも絶対入れるべきと思ったわけでもないです。

(松浦委員長)

その辺り、地域を愛するというか、福岡の人って東京出て行っても、地元のこと愛してはくれているんですけど、出てっちゃうみたいな感じも一方はありますよね。それは東京の吸引力がすごく大きいということもありますから。

(青少年育成課)

青少年育成課でございます。

私どもの今やっている取組として、市町村と連携して、地域にゆかりのある、著名な方や経済界の方をお呼びして、その方のこれまでの人生経験を伝えてもらうとか、そういった合宿型のサマースクール形式の事業をやっておりまして、それなんかおっしゃられているようなものに当てはまるのかなというふうに思いますが。

田川地域でやっているのを飛翔塾と呼んでおりまして、地域によって名前が異なっておりますけれども、そういうのを県内各地で今やっているところでございます。

(松浦委員長)

小項目に何か立てるぐらいの、もし整理ができるんだったらご検討お願いします。

(松尾菜美子委員)

本日は参加させていただきありがとうございます。初めてだったので、どうお答えしているかちょっとわからないんですけども、おっしゃるとおりだなと思って聞いていました。

私も中高の子の親なんですけれども、PTAに活動させていただく中で、今年川崎市のほうの全国大会に参加させていただいたときには、夢パークというすばらしい施設があることを知りまして、やはり先ほど言われたみたいに福岡県だからできるというか、そういう魅力があると、やはり子どもを、先ほど言ったように育った後にここのすばらしさがあるとか、そういうところで自分の心も育まれるし、こういうところで働きたいとかいうところにもつながるのかなとも思うんですよね。

やはりそのこどもの学力の向上だったりとか、豊かな心のつてもう本当に項目自体は、そのままでいいと思うんですけど、やはり、PTAの中で学ばせてもらって今年、大人が楽しまない、子どもたちは結局その保護者のままで成長していきますので、そういった場所があるっていうところをまず大人が情報を得て、また産業界との連携でいろんな地域のことを知るとかいうところにつながっていかないと、子どもたちにこういうところを与えましょうだけでは、それを育てている保護者自身が学んでいないから、学力が必ずしも必要でないとか、大学を出なくてもいいとか、もちろん、大学に出たから昔はいいところ就職出来ますよでしたけれど、現状、こうやって離職率が高いのも、次に行くためのステップアップにしてるところも多いと思うんですよね。それもやっぱりすごいことだと思うんです。

長く働くよさもあれば、また自分の情報とか知識を得て次なるステップに行くっていう方たちもたくさんいらっしゃるんで、それも別に、離れていくことがただ悪いだけではないっていうこともあるんじゃないかなとは感じました。項目はすごくいいと思うんですけど、そこからすごくまた小さい枝で、いろんな学びが、子どもたちもしくはその保護者も学べたらいいのかなと感じさせていただきました。

(松浦委員長)

では先ほど朝廣委員からいただいた、学校教育の枠にはない若者への地域での支援みたいなものっていうのは、ほかの柱項目とかであるのかという話ですが、なかなか確かに高校生時期、学校に行っていない子どもっていうのは社会に見えなくなっちゃっているっていうところもあるので、ポイントであると思うんですけど、小項目っていうか課題とかこのあたりどうでしょうかね。

(朝廣委員)

今、多分このこども支援に関して今出ている資料っていうのは、普通に学校行けている子たちがどういうふうによりよい未来を持てるように、我々が提供するかっていうのをものすごく出してらっしゃると思うんですけど、そのまず学校に行けてないこどもたちとか、そういうところの詳しいことっていうのがちょっと抜けているのかなっていうふうに、これを見て感じたので、例えば学校と県がつながっていると思うんですけど、この子学校行っていないとかいうのをリスト化できると思うんですよ。そういうのから、先ほどもあった部分で個別最適化というところに、県として動きとかは出来ないのかなっていうふうに思いました。

(松浦委員長)

学校に行く年齢のいわゆる義務教育期のこどもたちには、Ⅲの6の②、不登校等の等で読むということなるんじゃないかなと思います。

もう一つ、義務教育期を過ぎた人たちは、③である程度読んでいくのかなと思うんですけど、②は不登校等ってついていてある程度広がりを持った施策の展開も視座に入ると思うんですが、③のひきこもりって限定されているので、ひきこもり等っていうふうにこの小項目でもいいのかもかもしれませんね。

(朝廣委員)

引きこもっていない子たちもいっぱいいるんですよ。学校に行っていないんです。

(松浦委員長)

なのでひきこもり等の等で、その辺りをカバーするという感じですかね。

(朝廣委員)

学校にフォーカスされているので、学校っていうところだけじゃないところも、ちゃんと入れてあげたらいいのかなっていうふうに思います。

6のところ、いじめっていうのも学校でしょう、不登校っての学校でしょう。ひきこもっていない子もいる。何かそこら辺で、引きこもっていないけれど社会に溶け込んでしまった子たち。

(松浦委員長)

小中学校の場合義務教育なので、ほぼイコールなんですよ。実際その学校に足運んでいるかどうかというのは別ですが。なのでその後ですよ。あとは成年に達する年代、いわゆる高校生期に、何らかの学校にリストにないこどもたちはどうするのかというところが、これは本当にいろんな行政機関からいきなり見えなくなるっていうんですか。もう非常に重要な課題提起だと思います。

(船橋アドバイザー)

今に関連して福岡県として我々としてこの先5年間の未来がどうなっていくんだろうかと想像して、そこから考えたほうがいい面があると思います。

例えば今のも選択的不登校というか、不登校は悪いわけじゃなくて、そっちのほうが自分にとって合うとか学びが圧倒的にあるから選んでいる子もすごく増えてくると仮定するならばどうするか、選択的不登校なのか、不登校なのか、ひきこもりなのかと状況をちゃんと学校と連携して彼らを伴走するとか、そういうこともあると思いますし、今の世の中の流れだとリスクリングという言葉が出ていますが、リスクリングっていうのは大人だけじゃなくてもしかしたらこどものリスクリングというか、多分そんな時代になってくるんじゃないかと思います。そういう、未来からどうするか。でも福岡県は絶対学校に通わせたいんだって方針ならばそれはそうだし、何かそこからもあるような気がします。

(泉委員)

今のお話をお伺いして、今ギフテッドと呼ばれる子たちであったりとか、そういった子どもたちであったりとか、さっきお話ちょっとしましたが、その学校の中にもっと個別最適化が図られていたら、本来、不登校にならずに済んだという子たちが今、結構な数いるんじゃないかなと。

その中の子どもたちにもしかしたら、学校ではないところで生活するほうが自分の学びになると選んだ子たちに入るのではないかなとちょっとお伺いして思っていました。

でも、本来ならば、そんな子たちって学校が自分らしく生きられる場所だったら学校に行きたかったんじゃないかなってところが、本当の子どもにとっての幸せを真剣に大人が考えなければいけない。

不登校は、子どもやその家庭に問題があって起きているというところだけで、支援の在り方が決まってしまうと、変わらないんじゃないかなと。子どもの居場所が正しかったのかなっていう視点を変えていかなければいけないし、それは学校だけではなくて、社会全体が不登校に限らず、私であれば非行少年の立ち直り支援をずっとしてきた立場なんですけれども非行に走った子どもたちもそうですが、社会全体が、多様な子どもたち、苦しんでいる子どもたちにとってインクルーシブな世の中にならなきゃいけないと本当に思っています。

具体的な自分の専門分野で申し上げてなかったところで、加えさせていただきますと項目で言えば、4番の子どもの成長を支える環境の整備の中の、非行防止に向け子どもの判断力や実践力を高める取組を推進している部分があるかと思うんですけれども、私長らく非行防止教室の講演会を、もうたくさんの学校に行ってお子どもたちに講演をさせていただいてきました。非行に実際走る子どもたちは、判断力がなくて、例えば、麻薬を吸ってしまったのではないんですね実は、自分の生きる力を失っていつ死んでもいいって投げやりになってる状態だからこそ、薬物を自分で判断して選んでやっているんですよね。だから危険だってわかってやっているんです。危険だっていうことを教えたら、薬物に手を出さない子が増えるのではないんですね。

だから一番大事なのは、問題行動全般、不登校が問題行動に入ることかちょっとわからないけれども、要は、一般的に学校に普通に行けている子じゃない子どもたちや行動を起こしている子たちの根幹ってというのは、その子たちに問題があるのではなくて、本当は困っている子たちなんだって社会的視点を変えていくということが大事なんじゃないかなって、その子どもたちの判断力を高める取組をするっていうのではなくて、そういったところの、問題行動のメカニズムを深める、よく知ってということに対する広報活動というのは、一つ項目として推進していく必要があるかなと思います。

(松浦委員長)

不登校は問題行動ではなくなって久しいので、ただ、福岡県は全国に先駆けて、多様な学びができる県立のいわゆる不登校対応校というのを今度小郡高校で作ったりとか、あと大牟田市はいわゆる学びの多様化学校を既に展開していますし、もちろん福岡市でもそうですし、あと須恵か、宇美か忘れてましたけれど、あるということで、割とそういう多様な場、学びの場の、公的な機関としての設定というのは、先進的なことなんじゃないかなとは思っております。

(子ども未来課)

はい、子ども未来課でございます。

先ほどからお話あっている中で、お子さんが義務教育期を過ぎてそのあとの時期、学校に行かないという部分のお話が一つあったかと思うんですけれども、その中で就労支援とかいったことについては別途あるわけなんですけれども問題はそれ以外の部分もありますし、そもそも行かない理由が、従来、ごくごく一般的に想定されているような、何か本人側にもネガティブ

な要因があって、そうされているだけではなくって、その言い方が適切かどうかということも検証の必要あると思いますが、いろんな幅広い要因があってそう学校に行かないお子さんがいらっしゃるということを前提にいろんなご指摘があっているかと思いますが、今回の計画の、この中でご提示させていただくカテゴリで申しますと、柱のⅡの中で、重点で言うと福祉のほうの専門委員会のほうの重点協議事項で挙げさせていただいております9番の、居場所づくりの推進というのを今回の計画であげさせていただいておるところでございます。

この居場所づくりの推進の中で、いろんな全てのお子さんの健やかな成長につながる居場所づくりだけでなく様々なニーズや特性を持つ、こどもの居場所づくりということを小項目として挙げさせていただいております。

具体の今、それにぶら下がってくる資料ということ、施策事業ということにつきましては本日の資料で申しますと、資料4の第3章の施策の方向と具体的な事業の中の、ページで申しますと20ページになります。

今まで行政のほうで、従来の計画では当然居場所づくりというものを推進していくということ正面から打ち出したという、これまでの計画にはなかったものでそれは当然国のことも大綱ですとか国が出した～

ここに先ほど申し上げました項目、中項目居場所づくりの推進というものをそれに関する今、ぶら下がってきている事業を、今の段階で整理したものをここでは提示をさせていただいておるところでございます。

重点のほうから外れておった部分でございましたので、ここの部分もごらんいただきまして、先ほど来、ご提示いただいたいろんなご質問ご意見、踏まえて、ここの部分の中でまたやれるところがあるのではないかとかいったご意見いただければと思います。

(松浦委員長)

居場所づくりって言うと私の頭の中では、いわゆる学齢期か未就学児みたいな感じのイメージがあるんですけどその、15から17、18歳ってところをイメージさせるような施策がまた恐らくあるというか入れ込めるかもしれないので、はい、またそこは深く見てみたいと思います。

でも今のご説明で気づきましたけど、確かに、15歳過ぎたらどう生きるかはその子の選択であることも、確かです、どこかに行ったほうがいいのか、関わったほうがいいのかってというのは、冒頭、船橋先生がおっしゃった、中学出ても活躍している人が結構いるんだよみたいなそういう見方を閉じ始めると閉ざされるものがあるかなと。

リスクリングっていう、その辺りの年代にもリスクリングってところで、前向きな形で、そういう、学びの資源を投入していけたらいいかなとは思っております。

(古川志乃委員)

私から二つあります。一つは先ほど居場所づくりのところなんですけれども、学校はやっぱり不登校で一番心配しているのは、学校に来る来ないではなく、その子たちが社会性を身につけられないということです。それで、担任も学年主任も何とかその子に社会性を身に付けさせるためにも学校に来て人と関わり合って、育ててほしいっていう思いで、アプローチをしてきておりました。

ただ、なかなか最近はソーシャルワーカーもスクールカウンセラーのほうも、その子の価値観で生きていくというのも一つの生き様なので、それを大事にしていくということも言われているので、無理やりではなくじゃあその子に合った生き方でっていうことで、学校側もいろいろ考える。

そういう中で、先ほど子ども未来課が話をされた居場所づくりっていうのを学校教育課だけではなく、いろんな課が子どもをよりよく育てるということで支援をすることに意義があるなど感じております。

それと、次もちょっと遡るんですけども地域と学校の地域で子どもを育てるっていうとこ

ろでは、学校は今非常に地域とつながりを持っています。八女市ではですね、こういった「八女ふる里学」という教員が作った本を使いながら、地域を誇りに持てる、自分はここで生まれ育ってきて、もう本当によかったっていうことを学校教育の中で入れこんでこどもたちを育てているところです。

そして、例えば八女も私が勤めている学校も田舎のほうなので、なかなか仕事がない、仕事がないから、どうしてもやっぱり、高校、大学、仕事っていうところを違うところに行ってしまう。やっぱりふるさとを愛している、ふるさとを何とか活性化させたいっていう思いをずっと持っていつてくれるっていうことは、すごく大事なことかなっていうふうに思って教育をしているところです。

私が皆さんのご意見を聞きながら、感じたところの話です。

(田淵委員)

福岡県青少年育成県民会議の田淵です。

私どもは県と一緒に未来こどもチャレンジ応援プロジェクトという、こどもたちにいろんな、体験をさせて成長を促すというようなことを取り組んでいます。

資料1の基本方向四つの柱の、Ⅱの後段で、一人一人が自分の感性に気づいて云々というのがあるんですけども、この言い回して私ども県民会議もよく使う言い回しけど、我々が使うのとちょっと変わっているんで、どうも気持ち悪い部分がございます。

それが、一人一人が自分の可能性に気づいてその能力を磨き様々な分野で才能を生かしながらはばたくことができるよう、ここまでもほぼもう同じなんですけれども、そこからが、失敗を恐れず夢に向かって果敢にチャレンジするこどもを応援するとなっているんですね。

私どもが普通、使っているのは、こどもたちのチャレンジを応援する、という言い回しにしているので、原文のままこう読むとどうも頑張っている前提にある人を応援するというふうに私は取ってしまうので、ここは例えば、失敗を恐れず以降を、こどもたちが、失敗を恐れず、それぞれの夢に向かって果敢にチャレンジすることを応援するとか、こどもたちのチャレンジを応援するという言葉のほうが、ぴったり合うんじゃないかなというふうに思っています。

(松浦委員長)

貴重でかつ、多分、皆さん納得していると思うので、多分事務局もですね、その旨をくみ取って、対応させていただけると思います。

次の議題に進ませてもらってよろしいでしょうか。調査事項2のこどもの意見聴取についてのご説明をお願いします。

(こども未来課)

はいこども未来課でございます。

資料5のほうをお願いいたします。今、こども計画策定に係る、こどもや子育て当事者の意見聴取を、計画作成に対して、合わせてやることとしておりまして、今回まだ意見聴取は実施中ではございまして、こういうことをやっていますよというような経過報告になりますが、報告させていただきます。

まず意見聴取の目的ですけれども、令和5年4月に施行された、こども基本法ではその第11条において、国及び地方公団公共団体は、こども施策を策定実施評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して、反映させるために必要な措置を講ずることが義務づけられています。

前回の福祉の専門委員会でご質問があったので補足しますと、評価というのが入っていませんけれども、意見聴取は今年度だけじゃなくて、来年度も、こども施策についてやっていくと、内容について評価していくということのこの内容でございます。

2番目のですね、令和6年度こども子育て当事者等への意見聴取でございますが、県では、

令和6年度のこども等の意見聴取内容をこども計画の現状や施策の方向の整理などに生かすため、ワークショップやウェブアンケートを個別聴取によるこどもや子育て当事者等の意見聴取を実施しております。それぞれ簡単に概要を説明いたします。

①のワークショップにつきましては、7月27日、土曜日に福岡市天神において開催いたしまして、県内在住の小学生から29歳までのこども若者と、子育て当事者等の方を公募で選定いたしまして、計30人の方にお越しいただきました。県のこども計画の中項目をもとにそれぞれのライフステージに応じた、設定しましたキーワード群を用意いたしまして、世代別のグループとかであったりとか、また世帯混合のグループをつくって、議論をしていただきました。

②のウェブアンケートですが、こちらも県内在住の小学生から29歳のこども若者と子育て当事者等から無作為に抽出して、有効回答数の計2000サンプルを目標として現在実施中でございます。こども計画の4つの柱をもとに設定した設問に対し回答を今収集しているところでございます。

③の個別聴取によるこどもの意見聴取でございますけれども、きめ細かな対応が必要なこども等に対しましては、各種の児童養護施設等の施設に直接訪問等により、児童福祉司や、施設等の職員のサポートのもと、意見聴取を実施しております。またこども等に関する支援団体のスタッフの方にも関わっていただきまして、普段かかわりのあるこどもたちの意見を代弁していただきまして意見聴取を行っております。

3今後の予定でございますけれども、こどもの意見のこども計画の反映結果につきましては国の取組を参考にしまして、要約した意見について、計画の反映結果を分類して、次の専門委員会に議題とさせていただきたいと考えております。途中経過になりますが説明は以上でございます。

(松浦委員長)

では意見聴取についての資料5を中心にご意見等ございますでしょうか。

では、全体を通しまして何かご発言等ございますでしょうか。もう全てご参加の委員には、ご発言はいただいていますね。皆様、よろしいでしょうか。

本日、次第にございます調査事項大きく2つ、皆様からの本当に多種多様なご意見いただいて、本当に専門委員会ならではの議論が出来たんじゃないかと思っております。

また、遠路お越しいただいた船橋アドバイザーにおかれましては本当に朝廣委員の発言から始まって15歳以降のこどもの人たちに対して就業支援とかっていうところに関わりがあるでしょうけれども、またリスクリングみたいなところを、大人の人たちを対象にして使われるキーワードを、そういうところまで持ってきていただきました。ぜひ県の関わりのある担当課がありましたら、就業支援っていうところとはまた違う切り口で、その辺りのリスクリングっていうところで、こどもたちとの関わりが持てるようになっていただければというふうに私は感じた次第です。

最後の田淵委員のチャレンジかこどもかっていうのを確かにそうだろうと思いましたが、皆様方本当にいろいろ、多種多様な立場でご意見いただきましてありがとうございました。事務局は、今回のいろんなご意見を参考に、引き続き計画の策定を進めていただければと思います。これでちょうど時間になりましたので、私に与えられた議事進行を事務局にお返ししますどうもありがとうございます。

(司会)

松浦委員長ありがとうございました。

本日の議事録は事務局にて取りまとめ、後日、委員の皆様にご確認いただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

最後に青少年政策課長の國武より閉会のご挨拶をさせていただきます。

(青少年政策課)

青少年政策課長の國武でございます。閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、ご出席していただきまして誠にありがとうございました。多くの貴重なご意見いただきまして、重ねて御礼申し上げます。

冒頭で申し上げましたが、本日いただいたご意見につきましては、11月1日に開催する第2回福岡県子ども審議会で報告させていただき、当日の議論の参考とさせていただきます。今後は福岡県子ども審議会や本専門委員会を含む3つの各種専門委員会でのご意見を踏まえながら、福岡県子ども計画の具体的な施策などを検討し次回第3回の専門委員会で皆様のご意見をいただく予定としております。

次回の日程につきましては改めて事務局からお知らせさせていただきたいと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

今日はどうもありがとうございました。

(司会)

それでは、これももちまして、第2回福岡県子ども審議会青少年育成支援専門委員会を終了いたします。

皆様ありがとうございました。